

令和4年度 第3回川口市情報公開・個人情報保護運営審議会 会議録（案）

日 時 令和4年5月23日（月） 午後2時00分～2時15分
 場 所 第一本庁舎501大会議室
 出席委員 小森貴浩会長、高木英行副会長、土屋悌一郎委員、目良一貴委員、
 （9名） 山口善子委員、小坂伸一委員、石原真由美委員、名塚求委員、
 安達正孝委員
 事務局 佐川総務部長、大津行政管理課長、尾熊情報公開文書係長、
 小坂主任、中村主事

議題等

- 1 開会
- 2 審議事項 「個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用」について

発言者	発言要旨
会長	<p>本日の審議事項は、前回の審議会において結論がでていない1－（1）「個人情報開示請求の手数料」について、及び3－（1）「情報公開請求の決定期限」についてである。</p> <p>はじめに1－（1）「個人情報開示請求の手数料」について、前回の審議会では①案が良いとする意見と、②案が良いとする意見で分かれている。また、定期的な見直しの実施についても意見が出されている。当審議会としては、極力、意見を一致させたいと思うが、どうか。意見等があれば、お願いしたい。</p>
委員	<p>他の市区町村の動向や市民目線で考えると①案が良いと考える。</p>
会長	<p>②案が良いという意見はあるか。</p>
委員	<p>②案が良いと考える。</p>
会長	<p>ほかに意見はあるか。</p>
	<p><意見なし></p>
会長	<p>本件については今日を含めこれまで3日間にわたり協議してきた。極力、意見を一致させたかったが、難しいものと思われる。よって、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例7条3項の規定により決を採りたいと思うが、よいか。</p> <p><異議なし></p>
会長	<p>それではそのように決定する。 まず、①案がいいという委員の挙手を求める。</p> <p><委員意思表示></p>

	<p>続いて、②案がいいという委員の挙手を求める。</p> <p><委員意思表示></p>
会 長	<p>ただいまの結果、①案が6人、②案が2人であった。よって、当審議会の意見は①案と決定する。なお、最終的な審議会の意見としては①案となったが、その他の意見もあったことを答申の中で示したいと思うので、ご理解願いたい。</p> <p>次に3-(1)「情報公開請求の決定期限」について、こちらも前回の審議会では①案が良いとする意見と、②案が良いとする意見で分かれている。意見等があれば、お願いしたい。</p>
委 員	<p>前回の審議会において、②案が良いと申し上げたが、改めて検討した結果、市民及び職員の混乱を避けるために①案の方が良いと考える。</p>
会 長	<p>他に②案が良いという意見はあるか。</p> <p><なし></p>
会 長	<p>それでは、3-(1)については、①案を当審議会の意見といたしたいと思うが、よいか。</p> <p><異議なし></p>
会 長	<p>それではそのように決定する。以上で、全ての項目について結論が出たので、答申について伺う。本諮問に対する答申について、審議・検討すべきことは終了したので、答申の作成のためだけに、次回の審議会を開催する必要性は低いと考える。そこで、この諮問に対する答申については、私と高木副会長、事務局で答申案を作成し、委員の皆様へ送り、内容を確認いただき、意見がある場合には、事務局が指定した日付までに申し付けていただきたい。いただいた意見については、再度審議が必要な内容であれば、改めて審議会を開催したうえで、審議することとするが、軽微な内容であれば正副会長に一任いただき、その修正をもって市長への答申といたしたいと思うが、いかがか。</p> <p><異議なし></p>
会 長	<p>それではそのように決定する。以上で本日の審議事項は全て終了となるが、事務局から何か連絡事項等はあるか。</p>
事 務 局	<p>次回の開催は、11月頃を予定している。なお、令和3年度の運用状況報告は、7月または8月頃に書面にて皆様から意見をいただきたいと考えている。</p>
会 長	<p>本日の会議は以上で終了とする。</p>

3 閉会